

葉山町住宅リフォーム資金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図るため、町内業者により住宅のリフォームを行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 住宅のうち、専ら居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）及び店舗、事務所その他の住宅部分以外のもの（以下「非住宅部分」という。）があるものをいう。
- (3) リフォーム 住宅（併用住宅の場合は、住宅部分に限る。）の機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上のために行う住宅の補修、改善又は設備改善工事をいう。
- (4) 町内業者 町内に事業所を有する民間業者で、リフォームを行うものをいう。

(対象リフォーム)

第3条 補助の対象となるリフォームは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅又は併用住宅に対するリフォームであること。
- (2) 町内業者が施工するリフォームであること。
- (3) リフォームに要する費用（併用住宅で、住宅部分と非住宅部分を併せた工事を行うものにあつては、当該工事に要した費用の額に当該工事を行った面積のうちに住宅部分の占める割合を乗じて得た額）が20万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上であること。
- (4) 同一部分の工事に対し、町が実施する他の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。
- (5) 補助金を申請した年度内に完了するリフォームであること。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォームを行う住宅の所有者又は居住者であること。
- (2) 町税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料及び汚水処理施設使用料を滞納していないこと。

(補助)

第5条 町長は、第4条に規定する対象者が第3条に規定する対象リフォームを行ったときは、5万円を補助するものとする。

2 前項の規定による補助は、住宅1棟につき1回とする。ただし、2以上の区分所有者（建

物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅（以下「区分所有住宅」という。）にあっては専有部分（同法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。） 1 個につき 1 回とする。

3 前項の規定は、当該住宅の所有者（区分所有住宅については、区分所有者）が変更されたときは適用しない。

（暴力団等の排除）

第 6 条 第 3 条の規定にかかわらず、葉山町暴力団排除条例（平成 24 年葉山町条例第 8 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「排除対象者」という。）が行うリフォームに対しては、補助金を交付しないものとする。

2 町長は、補助金の交付を受けようとする者又は交付を受けた者が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して照会を行うことができる。

（申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、リフォームの着工前に住宅リフォーム資金補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（1） リフォームに要する費用に係る見積書の写し

（2） リフォーム予定の現場写真

（3） その他町長が必要であると認める書類

（交付の決定及び通知）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、住宅リフォーム資金補助金交付・却下決定通知書（様式第 2 号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更又は中止の届出）

第 9 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、リフォームの内容を変更し、又は中止しようとするときは、住宅リフォーム内容変更・中止届出書（様式第 3 号）により、届け出なければならない。

（工事完了報告等）

第 10 条 補助対象者は、リフォームが完了した日から 14 日以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日（その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに、住宅リフォーム完了報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告し、当該リフォームの完了検査を受けなければならない。

（1） リフォームに要した費用に係る領収書の写し

（2） リフォーム完了後の現場写真

（3） 建築確認申請が必要な改修工事にあつては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

第7条第5項に規定する検査済証の写し

(4) 住宅リフォーム資金補助金請求書(様式第5号)

(5) その他町長が必要であると認める書類

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅リフォーム資金補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定するリフォームを行わなくなったとき。

(2) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(5) 排除対象者に該当するとき。

(6) 申請があった年度の末日(その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日)までに、工事完了報告を行わなかったとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 葉山町住宅リフォーム資金補助金交付要綱(平成21年5月1日)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に葉山町住宅リフォーム資金補助金交付要綱(平成21年5月1日)に基づき補助金の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 この要綱の失効前に第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者に対する補助金の交付の取扱いについては、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

住宅リフォーム資金補助金交付申請書

年 月 日

葉山町長 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号
生年月日

住宅リフォーム資金補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、私は、町税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料及び汚水処理施設使用料の納付状況の確認のために葉山町職員が私の世帯の課税台帳等について、調査し、照会し、又は閲覧することを承諾します。

住 宅	所 有 者	氏 名	
		所有者の同意	【所有者と申請者が異なる場合のみ記載】 申請者が住宅リフォーム資金補助金の交付を受けることに同意します。 (所有者氏名) ⑩
	種 類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
	所 在 地		
工 事 施 工 業 者	住 所		
	名 称		
	電 話 番 号		
工 事 内 容			
予 定 工 事 金 額		円（消費税及び地方消費税を除く。）	
予 定 工 事 期 間		年 月 日（着工日）～ 年 月 日（竣工日）	

- 添付書類
- ・リフォームに要する費用に係る見積書の写し
 - ・リフォーム予定の現場写真
 - ・住宅の位置図（明細地図等に対象地を着色したもの）
 - ・その他町長が必要であると認める書類

様式第2号（第8条関係）

住宅リフォーム資金補助金交付・却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

葉山町長 山梨 崇仁 ㊟

住宅リフォーム資金補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

交付決定 却下（理由）

補助対象者	住所	
	氏名	
住宅	所在地	
交付決定額		円
補助対象額		円
交付条件		

・リフォームの内容を変更し、又は中止しようとするときは、町長に届け出てください。

・リフォームが完了したときは、完了した日から14日以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日（その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに、町長に報告し、完了検査を受けてください。

・次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消します。

(1) 葉山町住宅リフォーム資金補助金交付要綱第3条に規定するリフォームを行わなくなったとき。

(2) 同要綱第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(5) 同要綱第6条第1項に規定する排除対象者に該当するとき。

(6) 申請があった年度の末日（その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに、工事完了報告を行わなかったとき。

様式第3号（第9条関係）

住宅リフォーム内容変更・中止届出書

年 月 日

葉山町長 殿

補助対象者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

住宅リフォーム資金補助金の交付決定を受けた工事の内容変更・中止について、次のとおり届け出ます。

住 宅	所在地	
区 分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止	
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
変更又は中止 の 理 由		

様式第4号（第10条関係）

住宅リフォーム完了報告書

年 月 日

葉山町長 殿

補助対象者 住 所

氏 名

⑩

電話番号

住宅リフォーム資金補助金の交付決定を受けた工事が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

住 宅	所在地	
補助対象額		円
工事完了年月日		年 月 日

- 添付書類
- ・ リフォーム工事に要した費用に係る領収書の写し
 - ・ リフォーム工事完了後の現場写真
 - ・ 建築確認申請が必要な改修工事にあつては、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
 - ・ 住宅リフォーム資金補助金請求書（様式第5号）
 - ・ その他町長が必要であると認める書類

【 処 理 欄 】

次のとおり決定してよいでしょうか。（伺い）						收受	・ ・
決定区分	<input type="checkbox"/> 補助金の交付 <input type="checkbox"/> 交付決定の取消し（別紙）					起案	・ ・
理 由						決裁	・ ・
主 管						施行	・ ・
部長	課長	課長補佐	係長	係員	文書主任	起案者	公印使用
							・ ・

様式第5号（第10条関係）

住宅リフォーム資金補助金請求書

年 月 日

葉山町長 殿

補助対象者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

次のとおり住宅リフォーム資金補助金として下記の金額を請求します。

補助金請求額 _____ 円

上記請求額は、次の口座に振込をお願いします。

金融機関名	銀行・信金 農協・信組 ()	本店 支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ()	
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

様式第6号（第13条関係）

住宅リフォーム資金補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

葉山町長 山梨 崇仁 ⑩

次のとおり住宅リフォーム資金補助金の交付決定を取り消しましたので通知します。

補助対象者	住所	
	氏名	
住宅	所在地	
交付取消額	円	
交付取消理由		